

令和8年度配・給水管漏水調査業務委託 仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

本仕様書は、盛岡市上下水道局（以下「上下水道局」という。）が発注する水道の施設（送水管・配水管・給水装置等とこれに準じたもの）の漏水調査業務の一般仕様を示すものであり、これにより難しい場合は、その都度監督員の指示によるものとする。

2. 図面及び特記仕様書に記載された事項は本仕様書に優先するものとする。
3. 本仕様書及び図面に記載のない事項については、監督員の指示によるものとする。

第2条 用語の定義

本仕様書において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) 指示…発注者側の発議により監督員が受注者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準又は計画などを示し実施させること。
- (2) 承諾…受注者側の発議により、受注者が監督員に報告し監督員が了解すること。
- (3) 協議…監督員と受注者が対等の立場で合議すること。

第3条 監督員

発注者は、調査業務について指示・承諾及び協議を行う監督員を定め、所定の様式により受注者に通知するものとする。

第4条 受注者の義務

受注者は、契約の履行に当っては、業務委託の意図及び目的を十分に理解した上で調査業務の諸要素を満足できるよう最高の技術を発揮しなければならない。

2. 受注者は、調査業務を実施するに際し発見される漏水量について、監督員が別に定める目標漏水発見水量に近づけるよう努力するものとする。
3. 受注者は、設計図書の数量を調査完了した場合であっても、発注者が追加調査する必要があると判断した場合は指示に従うこと。なお、指示は変更契約の協議対象とするものとする。
4. 受注者は、個人情報の適正な取扱いについて、ISMS 又はプライバシーマークのいずれかの認定を受けていること。

第5条 現場責任者

受注者は、調査業務における現場責任者を定め、所定の様式により発注者に届けるものとする。

2. 現場責任者は、契約書、図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問・回答

書等に基づき調査業務に関する一切の事項を処理するものとする。

3. 現場責任者は、第6条に定める調査技師から選任するものとする。
4. 現場責任者は、国土交通省登録資格「水道管路施設管理技士2級」以上の有資格者を配置すること。

第6条 調査技術者

受注者は、調査業務に従事する技術者を定め、所定の様式により発注者に届け出るものとする。

2. 調査技術者は、次の各号に定める職務内容と実務経験を有する者でなければならない。
 - (1) 調査技師
調査業務及び漏水防止対策業務に精通し、業務の総括・計画・立案・指導を行い、実務経験を7年以上有する者。
 - (2) 調査助手
漏水調査及び管路探知等の作業に習熟し、実務経験を3年以上有する者。
 - (3) 調査補助員
漏水調査及び管路探知等の作業に習熟し、実務経験を1年以上有する者。

第7条 提出書類

受注者は、契約書及び本仕様書、個人情報取扱事務に係る特記仕様書に基づき、契約締結後遅滞なく、所定の様式により関係書類を発注者（監督員を経由する）又は監督員に提出しなければならない。

2. 受注者は、業務に着手した時は速やかに業務着手届及び業務委託工程表を監督員に提出しなければならない。
3. 受注者は、調査中において漏水調査日報（書式任意）を監督員に提出しなければならない。
4. 指示・承諾及び協議は、原則として書面によりこれを行うものとする。

第8条 調査業務計画

受注者は、調査目的を十分把握して調査業務計画書を作成し、契約締結後20日以内に発注者に提出しなければならない。

2. 調査業務計画書には、契約図書に基づき次の事項を記入するものとする。
 - (1) 作業内容
 - (2) 作業順序及び方法
 - (3) 業務履行計画表
 - (4) 使用機器の種類、名称及び性能（一覧表）
 - (5) 作業の班編成とその内容及び責任者
 - (6) 打合せ予定日及び主要打合せ事項
 - (7) その他参考となる事項
3. 様式は、任意とし書類のサイズ等は、監督員が指示する。

第9条 身分証明書

受注者は、調査実施に先立ち、発注者から調査に従事させる者の身分証明書の交付を受けなければならない。

2. 調査に従事する者は、身分証明書を常時携帯し、漏水調査に関係する土地の所有者等から請求があったときは、これを提示しなければならない。
3. 受注者は、調査が完了したときは、遅滞なく身分証明書を発注者に返納しなければならない。

第10条 現場管理

受注者は、調査に当り、公衆に迷惑を及ぼさないよう十分注意しなければならない。

2. 受注者は、調査に当り、地上・地下の既設構造物を損傷しないよう適切な措置を講ずるものとする。
3. 受注者は、傷害・火災・その他事故発生を未然に防止するとともに、労働基準法その他の関係法規を守り、円滑に調査を行わなければならない。

第11条 成果品

受注者は、調査業務終了後速やかに成果品を監督員に提出しなければならない。

2. 提出する成果品（書式任意）は次のとおりとする。

漏水調査報告書

- (1) 漏水調査結果に関する分析
- (2) 漏水箇所一覧図
- (3) 監視型調査解析結果
- (4) 現場写真
- (5) 考察・提言

提出する成果品のうち、(2)については漏水の原因・状態・種類等がわかるものとする。(5)については、過去の漏水履歴等を踏まえて考察するとともに、今後の漏水量削減のための調査方法・方向性について提言を行うものとする。

3. 成果品は、すべて発注者の承諾を受けないで他に公表し、貸与し、又は使用してはならない。

第12条 疑義

受注者は、漏水調査業務の実施に当り、設計図書に疑義を生じた場合は監督員と協議のうえ実施するものとする。

第13条 業務の履行確認

監督員は、受注者に対し、本業務の履行確認（数量・結果等）のため、必要に応じ資料の提出を求めることができるものとする。

第 2 章 調査作業

第 1 4 条 調査区域及び調査方法

調査対象地域は、盛岡地域と玉山地域である。盛岡地域調査エリア図及び玉山地域調査エリア図に基づき、監督員が指定する区域の調査を行うものとする。漏水復元率の高い区域については委託期間内に再度調査を行う必要等があるため、業務委託工程表及び調査業務計画書は監督員と協議しながら作成するものとする。また、効率的な調査及び調査指示を行うため、調査状況を適宜監督員に報告するものとする。

第 1 5 条 現場下見調査

本調査に先立ち、調査区域の給・配水管図面と現地の管路・弁・栓類の位置確認を行なうものとする。また、管種・埋設深度・地形及び調査作業の障害の有無等も同時に確認し、調査対象となる水道の施設全般を把握し、その結果を監督員に報告しなければならない。

第 1 6 条 監視型漏水調査

仕切弁・消火栓等に自動検知式漏水発見器を設置し、漏水の有無を監視させ、漏水を感知した範囲内において戸別音聴調査や漏水確認調査等を実施するものである。

第 1 7 条 戸別音聴調査

調査区域内の各戸毎の止水栓及び量水器を調査対象とし、音聴棒等を用いて音聴し、漏水音（漏水擬似音）を発見するものとする。

なお、その漏水音発見箇所をスプレー等でマーキングする場合は、家屋等に十分留意しなければならない。

第 1 8 条 路面音聴調査

給・配水管路上の路面を漏水探知機等を用いて音聴し、漏水音（漏水擬似音）を発見するものとする。また、当調査は昼間による調査実施を基本とし、必要に応じ調査を行う地区を管轄する警察署に事前に調査実施の連絡を行うこと。

第 1 9 条 漏水確認調査

音聴調査等による漏水音（漏水擬似音）箇所をボーリングバー又は相関式漏水探知装置を用いて漏水箇所を確定するものである。なお、本作業実施に当っては、地下埋設物に損傷を与えないよう十分留意するものとする。また、漏水箇所を発見した際には漏水箇所位置図を作成し監督員に提出するとともに、二次災害等を引き起こす可能性のある漏水を発見した場合は、直ちに監督員に状況を報告するものとする。

第20条 漏水修繕工事等の立会

受注者は、発注者から漏水修繕工事等の立会を求められた場合、これに応じなければならない。

水道技術管理者	課長	課長補佐	係長	設計	精算	主任監督員	監督員

令和8年度

業務委託設計書

業務の名称 令和8年度配・給水管漏水調査業務委託
 履行の場所 盛岡市内一円

設計金額 円也
 上段：原設計
 下段：変更設計

委託の期間 令和9年1月31日限り

委託理由	摘要
盛岡市水道事業基本計画2025に基づき、漏水調査を実施するもの。	業務区分 漏水調査業務 業務中止日数 0日 単価地区 盛岡 単価使用年月 令和8年4月 歩掛適用年月 令和8年4月

委 託 概 要 書

委 託 の 概 要 (盛岡地域)	
(1)	作業計画作成 (音聴作業主体) = 700km
(2)	現場下見調査 (音聴作業主体) = 700km
(3)	監視型漏水調査 (機器設置) = 100箇所
(4)	監視型漏水調査 (データ処理解析) = 100箇所
(5)	監視型漏水調査 (機器撤去) = 100箇所
(6)	戸別音聴調査 = 75000戸
(7)	路面音聴調査 = 120km
(8)	漏水確認調査 = 50km
(9)	報告書作成
(10)	
(11)	
(12)	
(13)	
(14)	
(15)	

委 託 概 要 書

委 託 の 概 要 (玉山地域)

(1)	作業計画作成 (音聴作業主体) =80km
(2)	現場下見調査 (音聴主体) =80km
(3)	戸別音聴調査=2400戸
(4)	路面音聴調査=50km
(5)	漏水確認調査=2km
(6)	報告書作成
(7)	
(8)	
(9)	
(10)	
(11)	
(12)	
(13)	
(14)	
(15)	

委 託 費 内 訳 表

名 称	規 格 / 条 件	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
盛岡地域 直接業務費						
	作業計画作成（音聴作業主体）	700	km			第 1 号明細書
	現場下見調査（音聴作業主体）	700	km			第 2 号明細書
	監視型漏水調査（機器設置）	100	箇所			第 3 号明細書
	監視型漏水調査（データ処理解析）	100	箇所			第 4 号明細書
	監視型漏水調査（機器撤去）	100	箇所			第 5 号明細書
	盛岡地域戸別音聴調査（調査工）	75,000	戸			第 6 号明細書
	路面音聴調査	120	km			第 8 号明細書
	盛岡地域漏水確認調査	50	km			第 9 号明細書
	報告書作成（音聴作業主体）	700	km			第 1 1 号明細書
小計						

盛岡市上下水道局

No. (4)

委 託 費 内 訳 表

名 称	規 格 / 条 件	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
玉山地域 直接業務費						
	作業計画作成（音聴作業主体）	80	km			第1号明細書
	現場下見調査（音聴作業主体）	80	km			第2号明細書
	玉山地域戸別音聴調査（調査工）	2,400	戸			第7号明細書
	路面音聴調査	50	km			第8号明細書
	玉山地域漏水確認調査	2	km			第10号明細書
	報告書作成（音聴作業主体）	80	km			第11号明細書
小計					0	

委託費内訳表

名称 / 規格	条件	数量	単位	単価	金額	摘要
盛岡地域直接業務費		1.00	式			
玉山地域直接業務費		1.00	式			
直接業務費計						
直接経費（安全費）		1.00	式			
業務原価		1.00	式			
諸経費（端数処理前）						（諸経費率）
諸経費（端数処理後）		1.00	式			（端数処理）
漏水調査業務価格		1.00	式			
消費税額及び地方消費税額						10%
合計						

明 細 書

明 細 書 (第 1 号から第 11 号)

第 1 号 明 細 書

作業計画作成（音聴作業主体）

名 称	規 格 / 条 件	数 量	单 位	单 価	金 額	摘 要
(1日当り)						
調査技師			人			
調査助手			人			
計						1日当り
1 km当り						

第 2 号 明 細 書

現場下見調査（音聴作業主体）

名 称	規 格 / 条 件	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(1日当り)						
調査助手			人			
ライトバン損料	1500cc	1.00	日			
ライトバン損料	1500cc		h			
ガソリン			ℓ			
諸雑費		1.00	式			
計						1日当り
1km当り						

第 3 号 明 細 書
 監視型漏水調査（機器設置）

名 称	規 格 / 条 件	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(1日当り)						
調査助手			人			
自動検知式漏水発見器損料	(子機)		台・日			
ライトバン損料	1500cc	1.00	日			
ライトバン損料	1500cc		h			
ガソリン			ℓ			
諸雑費		1.00	式			
計						1日当り
1箇所当り						

第 4 号 明 細 書

監視型漏水調査（データ処理解析）

名 称	規 格 / 条 件	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(1日当り)						
調査助手			人			
自動検知式漏水発見器損料	(親機)		台・日			
パソコン損料			台・日			
計						1日当り
1箇所当り						

第 5 号 明 細 書
 監視型漏水調査（機器撤去）

名 称	規 格 / 条 件	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(1日当り)						
調査助手			人			
調査補助員			人			
ライトバン損料	1500cc	1.00	日			
ライトバン損料	1500cc		h			
ガソリン			ℓ			
計						1日当り
	1箇所当り					

第 6 号 明 細 書

盛岡地域戸別音聴調査（調査工）

名 称	規 格 / 条 件	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(1日当り)						
調査助手			人			
ライトバン損料	1500cc	1.00	日			
ライトバン損料	1500cc		h			
ガソリン			ℓ			
諸雑費		1.00	式			
計						1日当り
1戸当り						

第 7 号 明 細 書

玉山地域戸別音聴調査（調査工）

名 称	規 格 / 条 件	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(1日当り)						
調査助手			人			
ライトバン損料	1500cc	1.00	日			
ライトバン損料	1500cc		h			
ガソリン			ℓ			
諸雑費		1.00	式			
計						1日当り
1戸当り						

第 8 号 明 細 書

路面音聴調査

名 称	規 格 / 条 件	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(1日当り)						
調査助手			人			
漏水探知器損料	(音聴式)		台・日			
ライトバン損料	1500cc	1.00	日			
ライトバン損料	1500cc		h			
ガソリン			ℓ			
諸雑費		1.00	式			
計						1日当り
	1 km当り					

第 9 号 明 細 書
盛岡地域漏水確認調査

名 称	規 格 / 条 件	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(1日当り)						
調査助手			人			
相関式漏水探知装置損料			式・日			
発電機損料	1KVA		台・日			
電動ハンマードリル損料	1.1KW		台・日			
ライトバン損料	1500cc	1.00	日			
ライトバン損料	1500cc		h			
ガソリン			ℓ			
諸雑費		1.00	式			
計						1日当り
	1km当り					

第 10 号 明 細 書


玉山地域漏水確認調査

名 称	規 格 / 条 件	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(1日当り)						
調査助手			人			
相関式漏水探知装置損料			式・日			
発電機損料	1KVA		台・日			
電動ハンマードリル損料	1.1KW		台・日			
ライトバン損料	1500cc	1.00	日			
ライトバン損料	1500cc		h			
ガソリン			ℓ			
諸雑費		1.00	式			
計						1日当り
	1km当り					

第 11 号 明 細 書
 報告書作成（音聴作業主体）


名 称	規 格 / 条 件	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(1日当り)	集計・分析, 考察提言含む					
調査技師			人			
調査助手			人			
計						1日当り
1km当り						

盛岡地域調査エリア図



凡例	
■	浄水場
▲	配水場
◆	ポンプ場
■ (緑)	米内浄水場系
■ (オレンジ)	沢田浄水場系
■ (青)	新庄浄水場系
— (赤点線)	導水管
— (黒点線)	送・配水管
— (ピンク)	φ 300配水管
— (緑)	φ 350配水幹線
— (青)	φ 400配水幹線
— (赤)	φ 450配水幹線
— (黒)	φ 500配水幹線
— (紫)	φ 600配水幹線
— (青)	φ 700配水幹線
— (黒)	配水ブロック境界
— (黒点線)	配水ブロック内減圧区域
●	注入点
→ (緑)	流向(緑:米内 赤:沢田 橙:新庄)

玉山地域調査エリア図



凡例	
■	浄水場
▲	配水場
◆	ポンプ場
■ (赤)	川屋浄水場系
■ (紫)	生出浄水場系
■ (緑)	前田浄水場系
---	導水管
---	送水管
■ (茶)	φ100配水管
■ (赤)	φ125配水管
■ (黒)	φ150配水管
■ (青)	φ200配水管
■ (藍)	φ250配水管
■ (橙)	φ300配水管
■ (緑)	φ350配水管
● (青)	注入点
---	配水ブロック境界